

第 3 回議会モニター会議開催要領案について

- 1 **開催日程** 令和 7 年 1 月 30 日（木）18 時 30 分～20 時
※ 第 3 回会議は「R6 議会活動の外部評価」の位置付けとすることから、「議会基本条例の議員自己点検（自己評価）」後 1 月中に実施する。また 2 月 15 日（日）に開催する「議会報告と町民との意見交換会」前の日程とする。
- 2 **開催場所** 役場 3 階委員会室
- 3 **会議手法** 参集／オンライン
- 4 **議論テーマ** 「芽室町議会の 1 年の活動を振り返る。」
 - (1) R6 活性化策「外部評価による議会活動の精査と向上」に基づく企画。
 - (2) 評価対象事業～「常任委員会の取組み（抽出事業の調査と成果）」
 - ・ 総務経済常任委員会～「芽室町まちなか再生ビジョンのあり方について」
 - ・ 厚生文教常任委員会～「誰一人取り残さない防災対策の構築について」
- 5 **会議次第及び予定時間**
 - (1) 開会（1 分）／渡辺議運委員長
 - (2) 趣旨説明（2 分）／渡辺議運委員長
 - (3) テーマの目的とグループワークの進め方の説明（5 分）／立川副委員長
 - (4) グループワーク（60 分）
 - (5) グループ発表（情報共有）（20 分）
 - (6) 閉会（2 分）／鈴木副議長
- 6 **グループワークの進行手順**
 - (1) 自己紹介（30 秒／1 人）（2 分）
 - (2) 役割分担（進行・記録・発表）（1 分）
 - (3) グループワーク（45 分）
 - (4) グループワークのまとめ（15 分）

7 グループ発表（情報共有）の進行手順

- (1) 司会進行／立川議運副委員長（1分）
- (2) グループごとの発表（3分／1グループ）

8 グループ編成

- (1) 1グループの構成は4～5人
- (2) テーブルコーディネーター（議員）

9 今後のスケジュール（案）

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・12月23日（月）～27日（金） | モニター宛開催通知発出（郵送） |
| ・～令和7年1月10日（金） | モニター出欠報告期限 |
| ・～1月17日（金） | 出席者宛詳細通知発出（郵送） |
| ・1月30日（木） | 第3回モニター会議開催 |

グループワーク進行次第

- 1 自己紹介（30秒／1人）（2分）
- 2 役割分担（進行・記録・発表）（1分）
- 3 グループワーク（テーマ）（45分）
- 4 フリートーク（テーマ以外）及びまとめ（15分）
- 5 グループ発表（情報共有）（3分×4～5グループ）

芽室町議会モニター設置規程

令和4年11月22日議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、芽室町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）第2条第2号に規定する町民等をいう。
- (2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- (2) 議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法等)

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 議会モニターは、前条の公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。
2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬及び費用弁償を支給する。

(職務)

第10条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。